

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（案）に関する意見募集の結果について

平成 27 年 9 月 28 日
特定個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護委員会においては、本年 2 月 18 日（水）から 3 月 19 日（木）まで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、個人又は団体から 16 件の御意見が寄せられました。今般寄せられた御意見の概要及び御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえて必要な修正を行った上で、本日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」を制定しましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた方々に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の政策に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。